

※本説明会の目的は、住民のみなさまへ向けた都市計画変更（原案）の説明であり、
今後の公園工事の整備内容を定めるものではありません。

令和8年9月 29 日（火） コミュニティセンター羽田旭

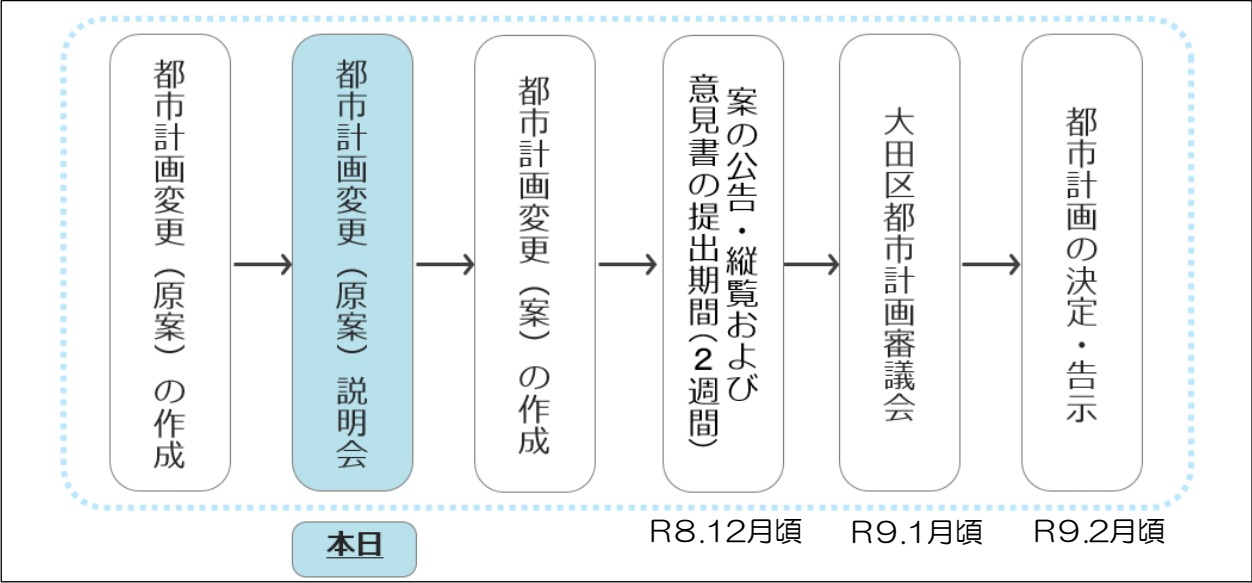
都市計画公園に関する都市計画変更（原案）説明会

大田区内の南前堀緑地は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に示す重点化の視点において、公園機能の向上や公園緑地の永続性の確保など、公園及び地域の重要性や整備効果が認められたため、都市計画の変更を行います。

1 都市計画公園について

- 1) 都市計画公園とは
都市計画公園とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として長期的な視点で計画的な取り組みを進めるために、公園・緑地における必要な区域を明確化し、都市計画に定めるものです。
- 2) 都市計画公園にする目的
 - 都市計画法に位置づけることにより、「公園」としての永続性を確保する。
 - 国や都の補助により、公園整備の計画性・実現性が向上する。
 - 都市計画事業による再整備により、防災や環境保全などの公園機能が向上する。

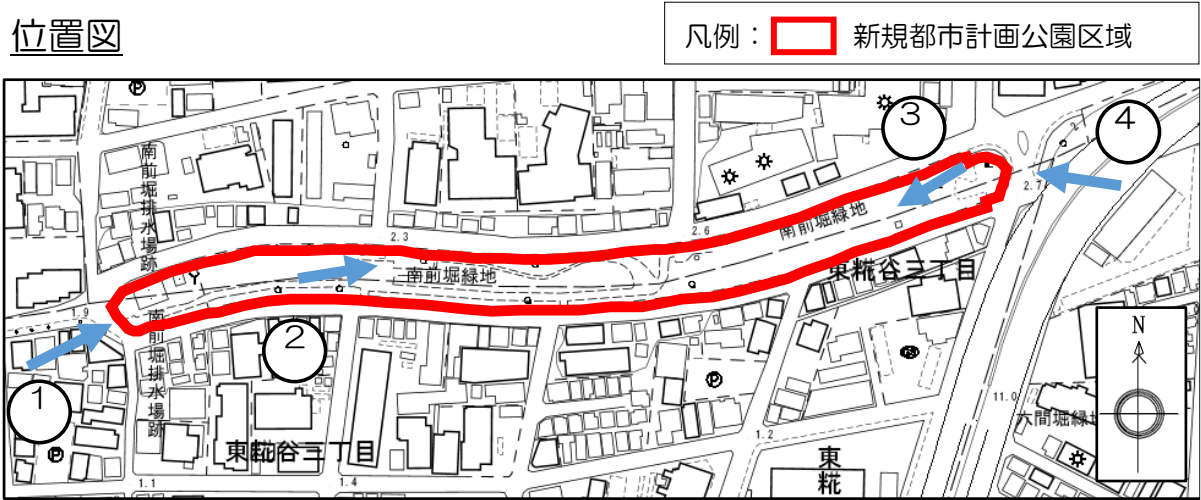
3 都市計画変更の流れ（予定）



2 公園の概要

- 南前堀緑地
- 都市計画公園名称 南前堀公園
 - 種別・番号 街区公園（大田第2・2・60号）
 - 所在地 大田区東糀谷三丁目・四丁目地内
 - 面積 約0.77ha

位置図



現況写真



お問い合わせ先	都市計画公園の変更手続きに関すること	大田区まちづくり推進部都市計画課計画調整担当	鴨志田・岩崎・堀江	TEL：03-5744-1333	FAX：03-5744-1530
	公園整備に関すること	大田区都市基盤整備部公園課計画調整担当	森下・鈴木	TEL：03-6715-1825	FAX：03-3744-8955